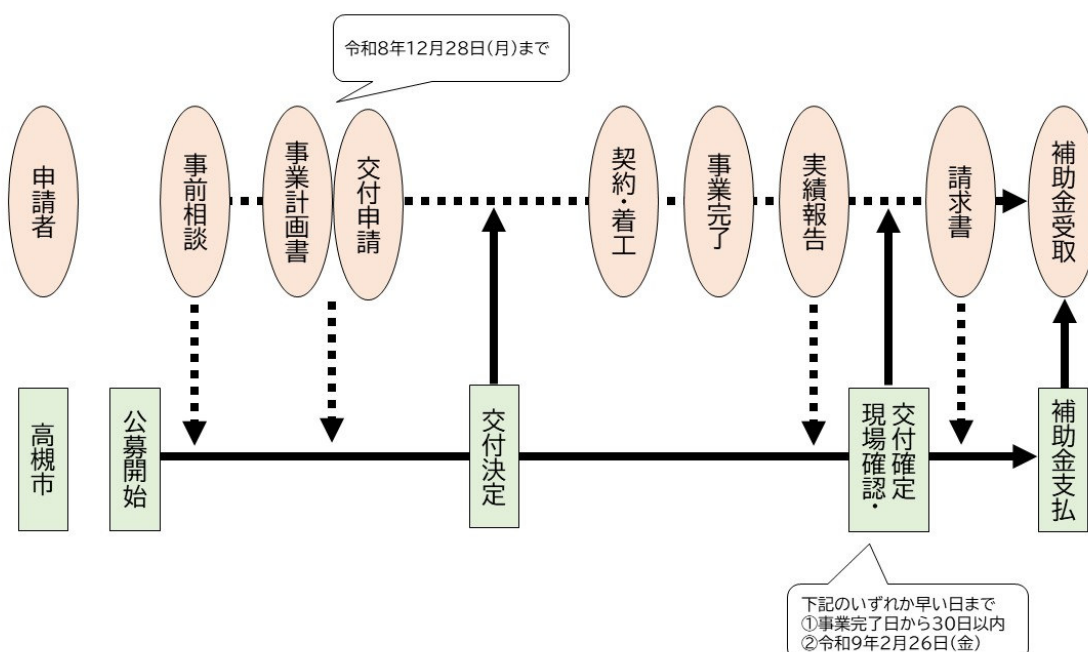


# 令和8年度高槻市 集合住宅省エネルギー改修補助金のご案内

高槻市では地球温暖化対策の一環として、高槻市内の集合住宅で、次の省エネルギー改修を実施する際の、費用の一部を助成します。

- (1) 共用部分の照明設備をLED照明に改修するもの  
※ 以下の(2)から(5)のいずれかと同時に実施する場合のみ
- (2) 高反射率塗装を用いて塗装するもの
- (3) 窓を二重窓又は複層ガラスに改修するもの
- (4) 壁又は屋上を断熱改修するもの
- (5) 次の自然エネルギー設備等を導入するもの  
①太陽光発電システム ②太陽熱利用システム ③ペレットストーブ 他

## 補助金交付申請手続きの流れ



## 1 対象となる省エネルギー改修等

高槻市内の既存の集合住宅に、以下(1)から(5)に該当する省エネルギー改修等を実施した場合に補助の対象となります。

対象となる省エネルギー改修等	備考								
(1) 集合住宅の共用部分の照明設備をLED照明へ改修する事業	(2)から(5)の事業と同時に実施する必要があります。								
(2) 集合住宅の外気に接する部分に高反射率塗料を用いて塗装する事業	<p>環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示す以下の要件を満たす製品が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高日射反射率塗料 JIS K5675 に適合する資材、又は近赤外波長域日射反射率が下表に示す数値以上であること。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="671 913 1169 1205"> <thead> <tr> <th>明度 L*値</th> <th>近赤外波長域日射反射率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40.0 以下</td> <td>40.0</td> </tr> <tr> <td>40.0 を超え 80.0 未満</td> <td>明度 L*値の値</td> </tr> <tr> <td>80.0 以上</td> <td>80.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高日射反射率防水 近赤外域における日射反射率が 50.0%以上であること（日射反射率の求め方は JIS K5602 に準じる）</li> </ul> <p>部分的な改修であっても、補助の対象となる可能性がありますので、事前にご相談ください。</p>	明度 L*値	近赤外波長域日射反射率 (%)	40.0 以下	40.0	40.0 を超え 80.0 未満	明度 L*値の値	80.0 以上	80.0
明度 L*値	近赤外波長域日射反射率 (%)								
40.0 以下	40.0								
40.0 を超え 80.0 未満	明度 L*値の値								
80.0 以上	80.0								
(3) 集合住宅の外気に接する部分の窓を二重窓又は複層ガラスに改修する事業	部分的な改修であっても、補助の対象となる可能性がありますので、事前にご相談ください。								
(4) 集合住宅の外気に接する部分の壁又は屋上を断熱改修する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 壁又は屋上の断熱改修 建築物省エネルギー法の仕様基準『「住宅部分の外壁、窓等を通じた熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」（平成 28 年 1 月 29 日国土交通省告示 266 号）に定める部位ごとの熱抵抗値』を満たす断熱仕様※へ改修すること。</li> </ul>								

		<p>※別添「(参考) 集合住宅の断熱材の熱抵抗値と必要厚さ【省エネ基準】」「(参考) 子育てグリーン住宅支援事業で登録されている断熱材の区分とその種類の例」を参照</p> <p>部分的な改修であっても、補助の対象となる可能性がありますので、事前にご相談ください。</p>
(5)	集合住宅に自然エネルギー設備等を導入する事業	集合住宅の新築時の導入でも対象となります。
	(ア) 太陽光発電システム	発電した電力を蓄電システム等に蓄電し、共用部分の照明やエレベーター等の電力に用いるものに限りません。
	(イ) 太陽熱利用システム	住棟セントラル方式に限りません。
	(ウ) ペレットストーブ	集合住宅の共用部分に導入するものに限りません。
	(エ) その他、市長が認める設備	

## 2 補助金の額

設備導入に係る費用等の3分の1の額（上限100万円）

## 3 補助対象者

高槻市内の集合住宅に省エネルギー改修等を実施する管理組合等\*1 又は建築物所有者\*2。

- \*1 管理組合等・・・集合住宅の管理組合又は管理者
- \*2 建築物所有者・・・集合住宅を所有する個人事業主又は中小事業者

## 4 交付方法及び件数

先着2件を予定

## 5 申請方法

申請期限までに事前相談のうえ、事業計画書等の必要書類を、市環境政策課窓口(市役所本館5階)に直接持参してください(別添 提出書類一覧参照)。場合により、その他の書類の提出を求められることがあります。

## 6 申請期間

令和8年5月11日(月)～令和8年12月28日(月)

## 7 補助金交付の主な要件


### 【補助対象者について】

- ① 高槻市税の滞納がないこと。
- ② 法人税及び消費税の滞納がないこと（法人の場合）。
- ③ 申告所得税及び消費税の滞納がないこと（個人事業主の場合）。
- ④ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと。
- ⑤ 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。

### 【補助事業について】

- ① 高槻市の集合住宅を対象とする事業であること。
- ② 補助対象経費が、30万円以上の事業であること。
- ③ 補助金交付決定後に省エネルギー改修の工事に係る契約を締結し、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は事業実績報告書提出期限（令和9年2月26日（金））のいずれか早い日までに完了報告をすること。

## 8 その他の注意事項

- ① 事業計画書類は、市環境政策課で配布しているほか、市ホームページからダウンロードすることができます。  
  
- ② 詳細は、補助金交付要綱をご覧ください。
- ③ 補助金の交付を受けた管理組合等及び建築物所有者は、市の地球温暖化防止やその他の環境施策にご協力をお願いします。

問い合わせ

TEL : 072-674-7486

高槻市 市民共創部 環境政策課（本館5階）

〒569-8501

高槻市桃園町2番1号

FAX : 072-661-3198



(参考)集合住宅の断熱材の熱抵抗値と必要厚さ【省エネ基準】

熱抵抗値(m <sup>2</sup> K/W) =断熱材の厚さ(m) ÷断熱材の熱伝導率(W/mK)		断熱材の区分		A-1	A-2	B	C	D	E	F	
		断熱材の熱伝導率(W/mK)		0.052 ～ 0.051	0.050 ～ 0.046	0.045 ～ 0.041	0.040 ～ 0.035	0.034 ～ 0.029	0.028 ～ 0.023	0.022 以下	
構造、構法 又は工法	部位	断熱材の 施工法	高槻市における 熱抵抗値 (m <sup>2</sup> K/W) 以上	(参考値)断熱材の厚さ(mm)以上							
鉄筋コンクリート造等	屋根又は天井	内断熱	0.9	47	45	41	36	31	26	20	
		外断熱または両面断熱	0.9	47	45	41	36	31	26	20	
	壁	内断熱	0.8	42	40	36	32	28	23	18	
		外断熱または両面断熱	0.7	37	35	32	28	24	20	16	
	床	外気に接する部分	内断熱又は両面断熱	0.8	42	40	36	32	28	23	18
			外断熱	1	52	50	45	40	34	28	22
		その他の部分	内断熱又は両面断熱	0.4	21	20	18	16	14	12	9
			外断熱	0.5	26	25	23	20	17	14	11
	土間床基礎壁	外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	0.6	32	30	27	24	21	17	14
		その他の部分		0.1	6	5	5	4	4	3	3
木造軸組構法又は木造枠組壁工法	屋根		1.1	58	55	50	44	38	31	25	
	天井		0.9	47	45	41	36	31	26	20	
	壁	充填断熱	1.1	58	55	50	44	38	31	25	
	床	外気に接する部分		2.9	151	145	131	116	99	82	64
		その他の部分		1.7	89	85	77	68	58	48	38
	土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	0.6	32	30	27	24	21	17	14
その他			0.1	6	5	5	4	4	3	3	
木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄鋼造	屋根又は天井		1.0	52	50	45	40	34	28	22	
	壁		外張断熱又は内張断熱	1.0	52	50	45	40	34	28	22
	床	外気に接する部分	2.6	136	130	117	104	89	73	58	
	土間床等の外周部分の基礎等	外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	0.6	32	30	27	24	21	17	14
		その他の部分		0.1	6	5	5	4	4	3	3

※「内断熱」とは、鉄筋コンクリートその他これに類する構造体(以下「鉄筋コンクリート等の構造体」という。)の室内側に断熱施工する方法をいい、「外断熱」とは、鉄筋コンクリート等の構造体の室外側に断熱施工する方法をいい、「両面断熱」とは、鉄筋コンクリート等の構造体の室内側及び室外側の両方に断熱施工する方法をいう。

※ 木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造において、「外張断熱」とは、屋根及び天井にあっては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の室外側、壁にあっては柱、間柱及びたて枠の室外側、外気に接する床にあっては床組材の室外側に断熱施工する方法をいい、「内張断熱」とは、壁において柱及び間柱の室内側に断熱施工する方法をいう。

※ 「土間床等」とは、地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないものをいう。

(参考)【告示】「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」(平成28年1月29日国土交通省告示第266号)

(参考)子育てグリーン住宅支援事業で登録されている断熱材の区分とその種類の例

断熱材の区分※1	熱伝導率 [W/m・K]	断熱材の種類例
A-1	0.052~0.051	<ul style="list-style-type: none"> <li>吹込み用グラスウール断熱材(天井用) LFGW1052、LFGW1352、LFGW1852</li> <li>吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2552、LFRW2551、LFRW3051</li> <li>インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーボード) DIB、DIBP</li> </ul>
A-2	0.050~0.046	<ul style="list-style-type: none"> <li>グラスウール断熱材(通常品) GW10-48、GW10-49、GW10-50</li> <li>グラスウール断熱材(高性能品) GWHG10-46、GWHG10-47</li> <li>吹込み用グラスウール断熱材(天井用) LFGW2050</li> <li>吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2547</li> </ul>
B	0.045~0.041	<ul style="list-style-type: none"> <li>グラスウール断熱材(通常品) GW12-45、GW16-45、GW20-42</li> <li>グラスウール断熱材(高性能品) GWHG10-43、GWHG10-45、GWHG12-43</li> <li>ロックウール断熱材(LA、LB、LC) RWLA、RWLB、RWLC</li> <li>吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2541、LFRW2545、LFRW3045</li> <li>ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(4号) EPS4</li> <li>ポリエチレンフォーム断熱材(1種1号、2号) PE1.1、PE1.2</li> </ul>
C	0.040~0.035	<ul style="list-style-type: none"> <li>グラスウール断熱材(通常品) GW20-40、GW24-38、GW32-36、GW40-36</li> <li>グラスウール断熱材(高性能品)GWHG14-38、GWHG16-37、GWHG16-38、GWHG20-35、GWHG24-35、GWHG24-36、GWHG32-35、GWHG20-36</li> <li>ロックウール断熱材 RWLD、RWMA、RWMB、RWMC、RWHA、RWHB</li> <li>インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーマット) IM</li> <li>吹込み用グラスウール断熱材(屋根・床・壁用)</li> <li>LFGW2040、LFGW2238、LFGW3240、LFGW3540、LFGW4036、LFGW3238</li> <li>吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2540、LFRW3040、LFRW3039</li> <li>吹込み用ロックウール断熱材(屋根・床・壁用) LFRW6038</li> <li>ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(2号、3号) EPS2、EPS3</li> <li>押出法ポリスチレンフォーム断熱材(1種) XPS1bA、XPS1bB、XPS1bC</li> <li>ポリエチレンフォーム断熱材(2種) PE2</li> <li>吹込み用セルローズファイバー断熱材 LFCF2540、LFCF4040、LFCF5040</li> <li>フェノールフォーム断熱材(2種1号、3種1号) PF2.1A、PF3.1A</li> <li>フェノールフォーム保温板(3種1号) PF-B-3.1</li> <li>建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種3) NF3</li> </ul>
D	0.034~0.029	<ul style="list-style-type: none"> <li>グラスウール断熱材(通常品) GW80-33、GW96-33</li> <li>グラスウール断熱材(高性能品)GWHG20-34、GWHG24-34、GWHG28-33、GWHG28-34、GWHG32-34、GWHG36-32、GWHG38-32、GWHG40-34、GWHG48-33</li> <li>ロックウール断熱材 RWHC</li> <li>ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(1号) EPS1</li> <li>押出法ポリスチレンフォーム断熱材(2種) XPS2bA、XPS2bB、XPS2bC</li> <li>ポリエチレンフォーム断熱材(3種) PE3</li> <li>フェノールフォーム断熱材(2種2号) PF2.2A I、PF2.2A II</li> <li>硬質ウレタンフォーム断熱材(1種) PUF1.1</li> <li>建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種1、2) NF1、NF2</li> </ul>
E	0.028~0.023	<ul style="list-style-type: none"> <li>押出法ポリスチレンフォーム断熱材(3種)</li> <li>XPS3aA、XPS3bA、XPS3aB、XPS3bB、XPS3aC、XPS3bC</li> <li>フェノールフォーム断熱材(2種3号) PF2.3A</li> <li>硬質ウレタンフォーム断熱材(1種、2種、3種)</li> <li>PUF1.2、PUF1.3、PUF2.1A、PUF2.2A、PUF2.2B、PUF2.3、PUF2.4、PUF3.1A、PUF3.1B、PUF3.1C、PUF3.1D、PUF3.2A、PUF3.2B、PUF3.2C、PUF3.2D</li> <li>建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種1H、2H) NF1H、NF2H</li> </ul>
F	0.022以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>押出法ポリスチレンフォーム断熱材(3種) XPS3aD、XPS3bD</li> <li>フェノールフォーム断熱材(1種1号、2号、3号) PF1.1A、PF1.2C、PF1.2D、PF1.2E、PF1.3B</li> <li>フェノールフォーム保温板1種2号 PF-B-1.2</li> <li>硬質ウレタンフォーム断熱材(2種) PUF2.1B、PUF2.1C、PUF2.1D、PUF2.1E、PUF2.2C、PUF2.2D、PUF2.2E、PUF2.2F</li> </ul>

※1 JIS A 5901:2018で規定されるポリスチレンフォームサンドイッチ種わら畳床のうち、PS-C25、PS-C30、および、JIS A5914で規定される建材畳床のうち、KT-II、KT-III、KT-K(1種 b※2)、KT-N(1種 b※2)については、断熱材区分 A-1~Cと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。また KT-K(3種 b※2)、KT-N(3種 b※2)については、断熱材区分 Dと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。ただし、押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類について表記が無い場合は、断熱材区分A-1~Cと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。

※2 JIS A 9521:2022で規定される押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類を示す。